

もし税務調査の連絡があったら・・・！

顧問先様にとってはもちろん、私たちにとってもできれば避けて通りたい税務調査。例年のことなのですが、各所轄税務署からの調査依頼の時期が重なります。

ちょうど今の時期もそうなのですが、個人の確定申告期の前や春先から初夏にかけて、それから、秋ごろ。いずれも、税務署職員の異動時期や調査実績の締日にあわせるかのように調査依頼が舞い込みます。しかも、それぞれ所轄の税務署が違うため、こちらの都合はとりあえずお構いなしです。

とはいうものの調査立会いする自分は1人しかいないので、結局それぞれ個別に調整し、日程を詰めていくことになります。

調査依頼の第1報は、おそらく顧問先様のところに行くことが多く、かつ、日程も一方的に告げられることが多いようですが、そんな場合にも慌てずに、まずは、税理士と相談して連絡しますとお伝え頂ければ大丈夫です。あとは、こちらで社長とご相談の上で日程調整させていただきます。任意の税務調査であれば、もちろん

拒否することはできませんが、日程の調整はかなり自由にお願ひすることもできますので、業務の繁忙時期や出張予定等を避けたり、場合によっては、調査日数を短縮してもらうことも可能です。

もちろん、きちんと処理してあれば、税務調査で否認されることもありませんので、しっかり調べてもらえばいいと思いますし、こちら、会社の考え方や根拠を主張して参ります。

ちなみに、税務調査で何も指摘事項がなければ、「申告是認」の通知が税務署長から送られてくることになります。



CONTENTS

もし税務調査の連絡があったら・・・ P.1
確定申告の準備はお早めに・・・ P.1
「住宅版エコポイント制度」創設・・・ P.2
消費税のしくみを勉強 してみましょう③・・・ P.3
納税者番号制度導入検討へ・・・ P.3
労基法改正！ 割増賃金が変わります・・・ P.4
協会けんぽ、 保険料率大幅引き上げへ・・・ P.5
2月度の税務スケジュール・・・ P.5
今月の名言録・・・ P.6
編集後記・・・ P.6

確定申告の準備はお早めに！

先月号でもご案内しましたが、確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願い致します。

＜確定申告が必要な方＞

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます)

＜確定申告をすると税金がもどる方＞

① 医療費控除

病院や薬局等で医療費を10万円以上支払われた方(所得が少ない人は、所得の5%以上)は、医療費控除を受けることができます。病院等の領収証、電車で病院に行かれた場合は、日付・病院名等を記入したメモをご用意ください。

② 雑損控除

災害や盗難によって住宅や家財に損害を受けた場合などに雑損控除を受けることができます。

③ 住宅取得金控除

21年度中に自宅を新築、購入または増改築をした方で、そのために借入を行った場合は、住宅取得金控除を受けることができます。(2年目からは、年末調整可能)



「住宅版エコポイント制度」創設！



最近、国土交通省の施策が非常にめまぐるしい動きを見せています。このところ国土交通省といえば、道路やダム、空港やJAL問題などが注目の的となっていますが、実は住宅部門は、かつてないほどのドラスティックな変化を遂げようとしています。同省管轄ではあらゆる予算が削減される傾向にあります。住宅関連だけはむしろ予算増加の見込みとなっています。

2009年12月8日、政府は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を閣議決定しました。その中で、住宅関連として盛り込まれたのは、『住宅版エコポイント制度の創設』、『住宅金融支援機構「フラット35」の優良住宅融資の金利引き下げ』、木造住宅の新興、『住宅取得資金の贈与税非課税枠の拡充』の4項目ですが、総合すると国費約7.2兆円、事業費約24.4兆円規模の大型経済対策を打ち出しました。

◎ 制度の概要

住宅版エコポイント制度の創設には、国土交通省他で1,000億円の予算が計上されました。一定の省エネルギー性能を持った新築の住宅とリフォーム工事を対象にエコポイントが付与されます。「住宅エコポイント」の対象となるのは、2009年12月8日から2010年12月31日の間に着工し、かつ一定の省エネ基準を満たした新築住宅及び省エネを促進するリフォーム工事となります。

そして、付与されるポイントは新築住宅の購入で30万点程度、リフォームは断熱改修を1カ所ほど行った場合で15万点程度付与される見込みです。1ポイント1円相当のエコ商品と交換でき、国土交通省では、家電エコポイントと共通に使用できる仕組みを前提に、家電に比べ大きなポイント数となるため、住宅関連の商品など交換商品の多様化を検討しています。また、マンションなどの共同住宅に対しても同様の省エネ基準を設け、適用される見通しです。

住宅は関連産業の裾野が広いいため、エコポイント制度の導入で、広範囲な景気浮揚効果が期待されています。

◎ 大きな転換を迫られている政府の景気対策

住宅産業は、昨秋のリーマン・ショック以降の景気悪化で低迷が続き、国土交通省が1月29日発表した2009年新設住宅着工戸数は前年比27.9%減の78万8410戸と落ち込んでいます。80万戸を下回るのは1964年(75万1429戸)以来のことです。

住宅エコポイント制度と同じ09年第2次補正予算に盛り込まれた「フラット35S」優良住宅融資の拡充ですが、こちらも2月から適用になります。

当初10年間の優遇金利引き下げ幅が1.0%(現行0.3%)に拡大されます。即ち、現在の「フラット35」の金利が2.9%程度ですから、ここから▲1.0%で1.9%の金利が10年間(長期優良住宅なら20年間)適用されることとなります。こちらの方がよほど迫力があります。

種別		ポイント数
エコ住宅の新築		1戸当たり300,000
エコリフォーム		最大300,000
断熱改修	窓(一箇所当たり)	2,000~18,000
	外壁	100,000
	屋根・天井	30,000
	床	50,000
バリアフリー改修	手摺り設置	5,000
	段差解消	5,000
	廊下幅等の拡張	25,000

民主党政権のアキレス腱は、経済不況に対する対策と、外交面では沖縄の普天間基地の移転問題といわれています。特に、ここに来て円高が急激に進み、デフレ経済と相まって不況が一段と深刻になっている中で、今回民主党の打ち出した住宅対策で効果がどの程度期待できるか注視する必要があります。

単純比較は不適切なかもしれませんが、自動車業界ではエコカー減税・補助金を合算すると100万や200万の購入額の1~2割は還元されるのに比べて、2000万、3000万という桁が一つ違う住宅で最大30万程度ではどの程度のインセンティブになるのか疑問符が残ります。もっとも車と住宅では金額のケタが違いますし、国の予算自体がエコカー補助金関係では3,700億円に対して、住宅版エコポイントでは1,000億円と財布の中身は異なりますが、既述のとおり年間70万戸水準まで落ち込んでいる新設住宅着工等、現下の経済情勢への認識が少し甘いような気がします。

こうした住宅対策は自民党が既に何度か行っていたことに追従した政策にも感じますし、民主党が脱官僚、政治家の手で政策決定をスローガンに掲げるといのに、この程度では本当にその気があるのかと勝手に思っています。

ここは住宅土地政策だけではなく今の円高、デフレという未曾有の経済不況に対する骨太の戦略を打ち出して欲しいものです。

消費税のしくみを勉強してみましょう！ ③

～ 免税取引について ～

第1回目は課税の対象として、消費税の立ち入る範囲の学習をしました。
 第2回目は非課税として、課税対象取引から除かれるものを学習しました。
 課税対象取引から非課税取引を除いたものが課税取引となり消費税が課されるのですが、その取引の中に消費税の課税を『免除』される取引があるのです。
 第3回目はその課税を免除される取引を学習したいと思います。



消費税が免除される取引というのは「輸出取引と輸出類似取引」です。
 消費に対して課税する税では、世界的に消費地課税主義の原則が採られています。
 日本の消費税は、原則として日本国内での資産の譲渡等に対して課税することとしています。そしてそれを消費した人が最終的に税を負担する仕組みになっています。このときその消費は日本国内での消費を想定しています。
 国外に輸出される物品については、その輸出先の国においてそれぞれの国の内国消費税が課税されるため、日本の消費税を輸出される物品にまで課税すると国際間の二重課税という問題が生じることになるのです。
 そこで、輸出取引等については、日本の消費税を免除し、輸出価格に消費税を転嫁しないように国境税調整を図っています。理論的にはそういうことですが、日本は貿易立国の為、輸出価格が消費税分高くなると国際競争力の低下を招くことが考えられることから免税としているそうです。

ところで非課税と輸出免税とはいったいどんな違いがあると思いますか？
 手続き的には、非課税は限定列举された項目に該当すれば非課税となるのですが、免税となるためには、一定の書類・帳簿を整理・保存しておかなければなりません。
 しかし最も大きな違いは、非課税はその売上げについて消費税が課されないが、その非課税売上げのための仕入れに係る消費税額が控除出来ないのです。それに対し、輸出免税はその売上げについて消費税が課されない一方、その輸出免税売上げのための仕入れに係る消費税額は控除出来るのです。
 まだ仕入税額控除について学習していないのでピンとこないかもしれませんが、実はとても重要なことなのです。頭の片隅でも結構ですので記憶に留めておいて下さい。

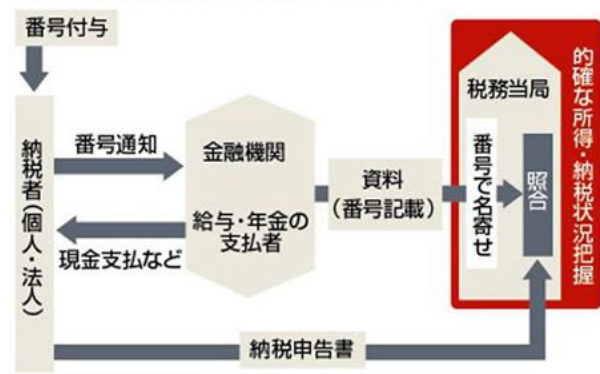
納税者番号制度導入検討へ

納税者番号制度とは納税者一人ひとりに番号を割り当て、効率よく正確に所得を把握する仕組みです。正確な所得や納税状況を把握することで申告漏れなどの確認が容易になり、不正受給や脱税防止も期待できます。また、減税や手当支給の際に所得制限をかけることも容易に。海外では欧米諸国や豪州などが導入済みです。

番号制度が導入されれば、個人が給与や報酬、料金、賞金などの各種の収入を基に納税申告する際、自らの納税者番号と一緒に納税申告書に記載して税務署に提出します。一方、企業などの支払側は、個人にいくら支払ったかという情報を納税者番号とあわせて税務署に提供します。税務署は番号をキーにして納税者の情報を瞬時に集め、正確な所得を把握しやすくなります。

そうなれば、一定以上の所得がある人には税金を減額し、低所得で納税額が少ない人には現金を給付する「給付つき税額控除」のような仕組みの導入が容易になり、社会保障制度でも活用できるようになります。

納税者番号制度の仕組みイメージ



制度の検討にあたってはまず、どんな番号を採用するかが問題になります。新たな番号制度をつくるほか、すでにある制度を活用することも考えられます。

候補は住民基本台帳の番号をつけた住民票コードと、公的年金加入者が持つ基礎年金番号です。

また、プライバシーの保護も大きな課題です。過去に制度の導入が検討された際にも、情報の流出や不正利用への懸念が強く指摘されました。企業などから税務署に提出する支払い情報の範囲をどうするかも検討が必要です。

番号制度には、財務省のほか、厚生労働省や総務省なども関係します。効率的な制度を実現するには縦割りを廃して政府が一体的に取り組む必要があります。

(参考:日本経済新聞)

労基法改正！割増賃金が変わります



長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」が平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。改正の概要は次のとおりです。

1.「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を上げるよう努めること等されます

改正のポイント

「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使で特別条項付き36協定を結ぶ際には新たに、

- ① 限度時間を超えて働かせる一定の期間(1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めること
- ② ①の率を法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること
- ③ そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めることが必要になります。

【限度時間とは】

労働基準法で労働時間は1週40時間、1日8時間までと定められています。労使で協定(「36協定」)を結んだ場合は、これを超えて働かせることが可能ですが、「時間外労働の限度に関する基準」において、一定の限度が定められています(一部適用除外あり)。

期間	限度時間	
	限度時間	限度時間※
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1箇月	45時間	42時間
2箇月	81時間	75時間
3箇月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

※1年単位の変形労働時間制をとっている場合

2.月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません

改正のポイント

月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。右表に該当する中小企業は適用が猶予されます。

深夜労働との関係

深夜(22:00～5:00)の時間帯に1ヶ月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、深夜割増賃金率25%以上+時間外割増賃金率50%以上=75%以上となります。

法定休日労働との関係

1ヶ月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日(例えば日曜日)に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日(例えば土曜日)に行った法定時間外労働は含まれます。

猶予される中小企業

- ①資本金の総額が
 - 小売業 5,000万円以下
 - サービス業 5,000万円以下
 - 卸売業 1億円以下
 - 上記以外 3億円以下
- または
- ②常用使用する労働者数が
 - 小売業 50人以下
 - サービス業 100人以下
 - 卸売業 100人以下
 - 上記以外 300人以下

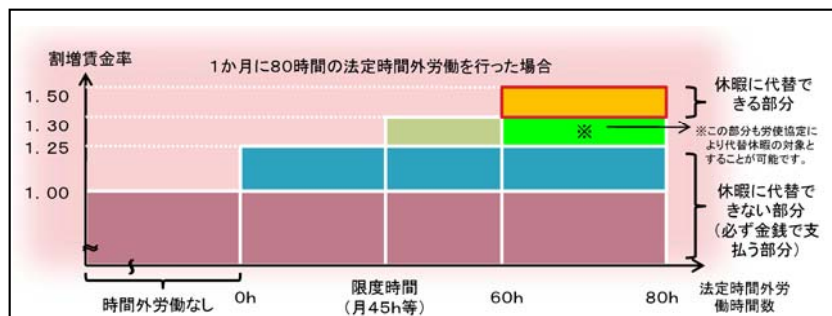
3.引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度(代替休暇)を設けることができます

改正のポイント

代替休暇制度導入にあたっては、労使協定を結ぶことが必要です。

【労使協定で定める事項】

- ①代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ②代替休暇の単位
- ③代替休暇を与えることができる期間
- ④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日



※労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

4.労使協定により年次有給休暇を時間単位で付与することができるようになります

改正のポイント

労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位で年次有給休暇を与えることができます。(時間単位年休)

【労使協定で定める事項】

- ①時間単位年休の対象労働者の範囲
- ②時間単位年休の日数(5日以内の範囲)
- ③時間単位年休1日の時間数
- ④1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

協会けんぽ、保険料率大幅引き上げへ

全国健康保険協会は1月27日、中小企業の従業員らが加入する協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)の新年度の保険料率を決定しました。都道府県ごとに料率は異なりますが、全都道府県で1ポイント以上アップしました。全国平均は過去最高の9.34%。現行の平均8.2%から大幅な引き上げとなります。不況により保険料収入が大幅に落ち込んだことが影響したようです。

新しい保険料率は、この日の同協会運営委員会です承され、厚生労働相の認可を受けて4月納付分から適用されます。加入者数は約3500万人。平均的な年収(370万円)の場合、本人負担は年間2万1090円増えることになります。

保険料率が最も高いのは北海道の9.42%で、今年度より1.16ポイント上がります。続いて佐賀の9.41%、香川、福岡の9.40%と続いています。

急激な料率アップで、大幅な負担増となるのを避ける措置により、地域間格差は是正されていますが、北海道と最も低い長野県(9.26%)との差は0.16ポイントで、現行の0.11ポイントより拡大。平均的な月収(28万円)では、月額150円の差が220円に広がります。

協会けんぽの財政は、金融危機など深刻な不況の影響で賃金水準が下がったことで、急激に悪化しました。2009年度の赤字見込みは、積立金を崩しても約4500億円に上っています。このため、政府は保険料率の急上昇を抑えるため、2010年度予算案に約600億円を計上しました。これらに加え、大企業の従業員らが加入する健康保険組合と公務員らが加入する共済組合に高齢者医療に関する負担を肩代わりさせ、現在13%の国庫補助率を16.4%に上げます。それでも、大幅な料率引き上げは避けられなかったようです。

今後も保険料率の引き上げが避けられない状況は変わらず、この日の運営委員会では12年度には保険料率が9.9%~10.2%になるとの試算が示されました。保険料率の上限は10%と法律で規定されており、厚労省は上限を引き上げる法改正も検討しています。

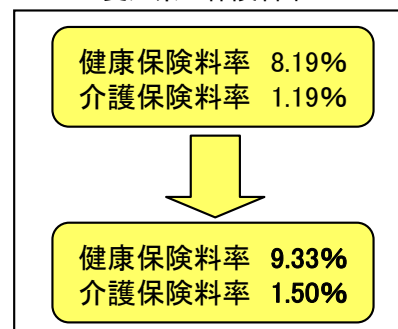
また、運営委員会は「国庫補助率の更なる引き上げを含めた抜本的な対策が講じられるよう国などに積極的に働きかけていく」ことを協会に求めることも決めました。

(asahi.comより)

〈協会けんぽ保険料率の改正案〉

北海道	9.42%	滋賀県	9.33%
青森県	9.35%	京都府	9.33%
岩手県	9.32%	大阪府	9.38%
宮城県	9.34%	兵庫県	9.36%
秋田県	9.37%	奈良県	9.35%
山形県	9.30%	和歌山県	9.37%
福島県	9.33%	鳥取県	9.34%
茨城県	9.30%	島根県	9.35%
栃木県	9.32%	岡山県	9.38%
群馬県	9.31%	広島県	9.37%
埼玉県	9.30%	山口県	9.37%
千葉県	9.31%	徳島県	9.39%
東京都	9.32%	香川県	9.40%
神奈川県	9.33%	愛媛県	9.34%
新潟県	9.29%	高知県	9.38%
富山県	9.31%	福岡県	9.40%
石川県	9.36%	佐賀県	9.41%
福井県	9.34%	長崎県	9.37%
山梨県	9.31%	熊本県	9.37%
長野県	9.26%	大分県	9.38%
岐阜県	9.34%	宮崎県	9.34%
静岡県	9.30%	鹿児島県	9.36%
愛知県	9.33%	沖縄県	9.33%
三重県	9.34%		

〈愛知県の保険料率〉



2月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月10日(火)
12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	<div style="font-size: 3em;">}</div> 申告期限 } 3月1日(月) 納 期 限 }
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
6月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	
消費税の年税額が400万円超の3月・6月・9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	
消費税の年税額が4,800万円超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(10月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

今月の名言録

～ 時を待つ心 ～

何ごとをなすにも時というものがある。

時—それは人間の力を超えた、目に見えない大自然の力である。いかに望もうと、春が来なければ桜は咲かぬ。いかにあせろうと、時期が来なければ事は成就せぬ。冬が来れば春はま近い。桜は静かにその春を待つ。それはまさに、大自然の恵みを心から信じきった姿といえよう。

わるい時がすぎれば、よい時は必ず来る。おしなべて、事を成す人は、必ず時の来るのを待つ。あせらずあわてず、静かに時の来るのを待つ。時を待つ心は、春を待つ桜の姿といえよう。だが何もせず待つことは僥倖を待つに等しい。静かに春を待つ桜は、一瞬の休みもなく力をたくわえている。たくわえられた力がなければ、時が来ても事は成就しないであろう。

時を得ぬ人は静かに待つがよい。大自然の恵みを心から信じ、時の来るのを信じて、着々とわが力をたくわえるがよい。着々とわが力をたくわえる人には、時は必ず来る。時期は必ず来る。

待てといわれればなあおせるのが人情である。だが、自然の理はわがままな人情には流されない。冷たいのではない。静かに時を待つ人には、暖かい光を注ぐのである。おたがいに時を待つ心を養いたい。



(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)

編集後記

いよいよ、私たち会計事務所にとっては最も忙しい時期がやってきました。とかく生活が不規則になりがちなのこの時期なのですが、昨秋から年末年始にかけて増えた体重をなんとか戻すべく、ダイエットに取り組み中です。

スポーツするのが一番いいことはわかっていますが、なにかと寒いこの時期は外に出るのが…。(暑さよりも、寒さが苦手なんです。)

結局、食事と飲酒をコントロールしながら頑張っています。

繁忙期が終わる春以降には、きっとスリムになっているはず…。

(浅岡 和彦)



ASAKからのお知らせ

来月号はお休みです！

次号のInsight Review (Vol. 54)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、平成22年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL:052-331-0135

052-331-0145

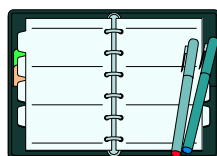
FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美



大津通
「中京大学文化市民
会館北」交差点から
すぐです